

学校法人北里研究所コンプライアンス推進委員会要綱

平成 22 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、学校法人北里研究所コンプライアンス推進規程（以下「規程」という。）第 3 条の規定に基づき、学校法人北里研究所コンプライアンス推進委員会（以下「推進委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、規程の例による。

(委員会の構成等)

第 3 条 推進委員会の構成は以下の者とする。

- (1) 総務担当常任理事
- (2) 副学長
- (3) 事務本部長
- (4) 総務部長
- (5) 人事部長
- (6) 経理部長
- (7) 管財部長
- (8) その他

2 前項に規定する者のほか、委員長が必要と認めた場合、委員を加えることができる。

3 推進委員会の委員長は、総務担当常任理事をもって充てる。

4 委員長は、推進委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(委員会の職務)

第 4 条 推進委員会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 法令の遵守に関する制度及び体制の整備に関すること。
- (2) 法令の遵守に関する制度の実施状況の把握、点検、評価及び総合整備に関すること。
- (3) 法令の遵守に関する制度に基づく対応及び処理に関すること。
- (4) その他、推進委員会が必要と認める事項。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。